

令和4年度 第1回上越市障害者差別解消支援地域協議会
次 第

日時:令和4年10月21日(金)

10:00~11:30

場所:上越市役所 木田庁舎
401 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 議 題

- (1) 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る実態調査について
- (2) 第3次地域福祉計画について
- (3) 障害者の差別解消に関連する動向についての情報提供

話題提供者:社会福祉法人みんなでいきる 片桐公彦 委員

- (4) 令和5年度以降の協議会について
- (5) その他

5 その他

令和4年度上越市障害者差別解消支援地域協議会委員(R4.10.21～R5.3.31)

(委員区分・五十音順、敬称略)

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	学識	河合 康	国立大学法人 上越教育大学 臨床健康教育学系 教授	会長
2	法曹等	朝日 啓	新潟県弁護士会	
3		西山 工三	上越人権擁護委員協議会 会長	
4	福祉	鈴木 純子	社会福祉法人上越あたご福祉会 相談支援センターWITH 管理者	
5		遠藤 真由美	社会福祉法人上越福祉会 かなやの里ワークス 係長	
6		大山 真鶴佳	社会福祉法人上越市社会福祉協議会 地域福祉課 参事	副会長
7		片桐 公彦	社会福祉法人みんなでいきる 理事 障害福祉サービスサポートセンターりとるらいふ 統括施設長	
8		西山 俊彦	特定非営利活動法人 大杉の里 相談支援事業所 サポートおおすぎ 管理者	
9	医療・保健	池亀 智美	医療法人高田西城会 高田西城病院 地域医療福祉部 精神保健福祉士	
10	障害者・ 障害者団体	宮下 敬一	上越市家族会 副会長	
11		森本 紀之	上越地区手をつなぐ育成会 理事	
12	国・県	阿部 清治	上越警察署 警務課長	
13		田中 勝	上越公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	
14		佐藤 まゆみ	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長	
15	その他	塩崎 千恵子	上越市民生委員児童委員協議会連合会 障害者部会 部長	

第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画策定に係る実態調査計画（案）

1 調査目的

「第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」の策定にあたり、障害のある人の生活実態や福祉サービスに対するニーズ等を把握し、生涯を通じて安心して生活が送れるようにするために、必要な支援策の検討に活用する。

2 調査対象

(1) 市民アンケート対象者…1,500 人（対象者は R4. 4. 1 現在、回答率は 60%を見込む）

対象者	対象人数	必要サンプル数	抽出数	構成比
障害福祉サービス利用者 (18 歳以上 65 歳未満)	1,429	303	545	36.4%
障害児通所支援利用者	368	189	320	21.3%
障害者手帳所持者かつサービス未利用者	9,052	369	635	42.3%

※統計学的に誤差±5%以内、信頼率 95%となるように必要サンプル数を算出し、回答率 60%を想定して抽出数を算出

(2) 事業所アンケート対象者…市内障害福祉サービス提供 43 法人
(対象者は R4. 4. 1 現在、回答率は 80%を見込む)

(3) 市内障害者団体ヒアリング対象者…身体障害者連絡協議会、手をつなぐ育成会（4 団体）、家族会、視覚障害者福祉協会、ろう協会

3 調査内容…別添調査票のとおり

- ・調査票① 障害福祉サービス利用者、障害者手帳所持者かつサービス未利用者
- ・調査票② 障害児通所支援利用者の保護者
- ・調査票③ 市内障害福祉サービス提供 43 法人
- ・調査票④ 市内障害者団体 8 団体

アンケート調査票 (案)

~~~~ご記入にあたって~~~~

- ご回答は、あて名のご本人が直接ご記入ください。ご本人が直接回答することが難しい場合は、ご家族や介助者の方などが、ご本人の意向を尊重してご回答ください。
- 回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。

**問1** このニーズ調査にお答えいただける方は、どなたですか。  
(○は1つだけ)

【回答】

- 本人
- 本人の意見を聞き取り、家族又は介助者が答える
- 本人の意見を確認することが難しいので、家族や介助者が答える

※以下、「あなた」とはあて名のご本人を指します。

**問2** あなたの性別について、お聞きします。(○は1つだけ)

【回答】

- 男性
- 女性
- その他

**問3** あなたの年齢（令和5年3月1日現在）をお答えください。

【回答】

( ) 歳

**問4** あなたはどちらにお住まいですか。(○は1つだけ)

【回答】

- |          |         |             |
|----------|---------|-------------|
| 1 合併前上越市 | 6 柿崎区   | 11 板倉区      |
| 2 安塚区    | 7 おおがたく | 12 清里区      |
| 3 浦川原区   | 8 頸城区   | 13 三和区      |
| 4 大島区    | 9 吉川区   | 14 名立区      |
| 5 牧区     | 10 中郷区  | 15 上越市外 ( ) |

問5

あなたの状況についてお答えください。(〇はあてはまるものすべて)

【回答】

|   |          |     |    |     |    |    |    |    |
|---|----------|-----|----|-----|----|----|----|----|
| 1 | 身体障害者手帳  | 1級  | 2級 | 3級  | 4級 | 5級 | 6級 | なし |
| 2 | 療育手帳     | A判定 |    | B判定 | なし |    |    |    |
| 3 | 精神保健福祉手帳 | 1級  | 2級 | 3級  | なし |    |    |    |
| 4 | 難病(指定難病) | ある  | なし |     |    |    |    |    |
| 5 | 高次脳機能障害  | ある  | なし |     |    |    |    |    |
| 6 | 医療的ケア    | ある  | なし |     |    |    |    |    |
| 7 | 強度行動障害   | ある  | なし |     |    |    |    |    |

※難病(指定難病)とは、筋委縮性側索硬化症(ALS)やパーキンソン病などの治療法が確立

していない疾病その他の特殊の疾病をいいます。

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等をいいます。

※医療的ケアとは、一般に、学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為をいいます。

※強度行動障害とは、一般に、自分や人を傷つけたり物を壊したりするなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度で起きるため、特別な支援を必要としている状態をいいます。

問6

現在、あなたはどのように生活していますか。(〇は1つだけ)

【回答】

- 1 家族と生活している
- 2 一人で生活しているが、近くに家族・親族がいる
- 3 一人で生活しており、近くに家族・親族がいない
- 4 施設で生活している(福祉施設・高齢者施設・グループホーム等)
- 5 その他( )

問7

今後、あなたはどのように暮らしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

【回答】

- 1 今のまま暮らしたい
- 2 アパート等で一人暮らしをしたい
- 3 家族と一緒に暮らしたい
- 4 グループホームなどを利用したい
- 5 福祉施設や高齢者施設に入所したい
- 6 その他( )

## 問8

現在、あなたが特に困ったり、不安に思っていることは何ですか。  
(○はあてはまるものすべて)

## 【回答】

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 住む場所のこと       | 2 就職や仕事のこと      |
| 3 お金のこと         | 4 進学や勉強のこと      |
| 5 障がいや病気のこと     | 6 福祉サービスのこと     |
| 7 困った時の相談先のこと   | 8 外出のこと         |
| 9 家族のこと         | 10 家族以外の人間関係のこと |
| 11 趣味や生きがいのこと   |                 |
| 12 その他 ( )      |                 |
| 13 特に困っていることはない |                 |

## 【回答】

(障害福祉に関する情報収集について)

## 問9

福祉関連の情報を主にどこから入手していますか。  
(○はあてはまるものすべて)

## 【回答】

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 市の広報・ハンドブック | 2 学校・職場・福祉事業所 |
| 3 新聞・テレビ・ラジオ  | 4 インターネット     |
| 5 病院・診療所      | 6 障がい者団体      |
| 7 家族・親族       | 8 市や保健所等の窓口   |
| 9 相談支援専門員     | 10 ヘルパー       |
| 11 その他 ( )    |               |

## 問10

今後、福祉関連のどのような情報が必要ですか。  
(○はあてはまるものすべて)

## 【回答】

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 福祉サービスの種類や利用方法 | 2 福祉関連の相談窓口        |
| 3 障害のある人の就労支援    | 4 福祉事業所のリストや事業概要   |
| 5 障害のある人の割引や助成制度 | 6 福祉に関するサークル等の市民活動 |
| 7 その他 ( )        |                    |

とい  
問11

あなたの相談相手は誰ですか。(〇はあてはまるものすべて)

かいとう  
【回答】

- 1 家族・親族  
かぞく しんぞく
- 2 友人・知人  
ゆうじん ちじん
- 3 近所の人  
きんじよ ひと
- 4 職場の上司や同僚  
しよくば じようし どうりよう
- 5 相談支援事業所の相談支援専門員など  
そうだんし えんじぎようしよ そうだんし えんせんもんいん
- 6 施設の職員など  
しせつ しよくいん
- 7 ホームヘルパーなどサービス事業所の人  
ほ む へる ぱー さーびす じぎようしよ ひと
- 8 障害者団体や家族会  
しょうがいしゃだんたい かぞくかい
- 9 かかりつけの医師や看護師  
いし かんごし
- 10 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー  
びやういん けーすわーかー かいごほけん けあまねーじゃー
- 11 民生委員・児童委員  
みんせいいいん じどういいん
- 12 学校の先生  
がっこう せんせい
- 13 市役所や保健所など行政機関の相談窓口  
し やくしよ ほけんじよ ぎようせいきかん そうだんまどぐち
- 14 相談相手はいない  
そうだんあいて
- 15 その他 ( )  
た

とい  
問12

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
(〇はあてはまるものすべて)

かいとう  
【回答】

- 1 在宅で医療ケアなどが適切に受けられること  
ざいたく いりよう てきせつ う
- 2 障害のある人に適した住居の確保  
しょうがい ひと てき じゅうきよ かくほ
- 3 必要な在宅サービスが適切に利用できること  
ひつよう ざいたく さーびす てきせつ りよう
- 4 生活訓練等の充実  
せいかつくんれんとう じゅうじつ
- 5 経済的な負担の軽減  
けいざいてき ふたん けいげん
- 6 相談対応等の充実  
そうだんたいおうとう じゅうじつ
- 7 地域住民等の理解  
ちいきじゅうみんとう りかい
- 8 その他 ( )  
た

がいしゅつ かん こうもく  
 (外出に関する項目)

問13 あなたは、外出をするとき支援が必要ですか。(〇は1つだけ)

## 【回答】

- 1 いつも一人で外出できる
- 2 慣れた場所には一人で行けるが、それ以外は支援が必要
- 3 いつも支援が必要

【2. 3を選択した場合に支援の内容について〇で囲んでください。】

ア：福祉サービス（移動支援、同行援護、行動援護など）を利用

イ：福祉タクシーなど移送サービスを利用している

ウ：家族に付き添ってもらっている

エ：友人や知人、ボランティアなどに付き添ってもらっている

オ：その他（ ）

4 外出できない

【4を選択した場合に支援の内容について〇で囲んでください。】

ア：身体的事情により外出できない

イ：介助者がいない

ウ：外出するときに器具が必要となる

エ：特に外出する必要がない

オ：その他（ ）

にっちゅう す かん こうもく  
 (日中の過ごしに関する項目)

とい  
 問14

へいじつ にっちゅう おも す  
 平日の日中、あなたは主にどのようにお過ごしですか。  
 (○は1つだけ)

かいどう  
 【回答】

- 1 しょうがいふくし ふくしじぎょうしょ つうしょ  
 (就労移行支援、就労継続支援A・B型、生活介護、自立訓練)
- 2 ちいきかつどうしえんせんたー つうしょ  
 地域活動支援センターに通所
- 3 にゅうしょせつ  
 入所施設にいる
- 4 びょういんでいけあ つうしょ  
 病院デイケアに通所
- 5 かいしゃ きんむ  
 会社に勤務
- 6 じたく しごと  
 自宅にいる(仕事をしている)
- 7 じたく しごと  
 自宅にいる(仕事はしていない)
- 8 にゅういん  
 入院している
- 9 その他 ( )

とい  
 問15

こんご にっちゅうおも す おも  
 今後、あなたは日中主にどのように過ごしたいと思えますか。  
 (○は1つだけ)

かいどう  
 【回答】

- 1 いま  
 今のままでよい
- 2 かいしゃ はたら  
 会社で働きたい
- 3 しょうがいふくしサービス りょう ふくしじぎょうしょ かよ  
 障害福祉サービスを利用して福祉事業所に通いたい
- 4 にゅうしょせつ  
 入所施設に入りたい
- 5 いえ す  
 家で過ごしたい
- 6 その他 ( )

しゅうろう しえん ていちゃく そくしん こうもく  
 (就労の支援と定着の促進についての項目)

とい  
 問16

げんざい じたく かいしゃ しごと  
 現在、あなたは自宅や会社などで仕事をしていますか。(〇はひとつだけ)

かいとう  
 【回答】

- 1 している → 問18 へ進んでください
- 2 していない → 問17 へ進んでください

とい  
 問17

問16 で「2 していない」と回答された方のみお答えください。  
 あなたは、今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。  
 (〇はひとつだけ)

かいとう  
 【回答】

- 1 仕事をしたい
- 2 仕事をしたいが、今はできない
- 3 身体の状態などの理由により、仕事はできない

とい  
 問18

あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いませんか。(〇はあてはまるものすべて)

かいとう  
 【回答】

- 1 通勤手段の確保
- 2 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
- 3 短時間勤務や勤務日数等の配慮
- 4 在宅勤務の拡充
- 5 障害のある人への職場の理解
- 6 職場での介助や援助などが受けられること
- 7 就労後のフォローなど職場の支援機関の連携
- 8 企業ニーズに合った就労訓練
- 9 就職活動に対する相談対応、支援
- 10 その他 ( )

さいがいじ ひなんとう  
(災害時の避難等)とい  
問19

あなたは、<sup>かじ</sup>火事や<sup>じしん</sup>地震、<sup>こうずいとう</sup>洪水等の<sup>さいがいはっせいじ</sup>災害発生時に<sup>ひとり</sup>一人で<sup>ひなん</sup>避難できますか。  
(○は1つだけ)

かいとう  
【回答】

- 1 <sup>ひなん</sup>避難できる                      2 <sup>ひなん</sup>避難できない

とい  
問20

あなたは、<sup>かじ</sup>火事や<sup>じしん</sup>地震、<sup>こうずいとう</sup>洪水等の<sup>さいがいはっせいじ</sup>災害発生時にどこに、だれと、<sup>なに</sup>何を<sup>も</sup>持って<sup>ひなん</sup>避難するか決めていますか。(○は1つだけ)

かいとう  
【回答】

- |                                                        |   |                    |   |                     |
|--------------------------------------------------------|---|--------------------|---|---------------------|
| どこに <sup>ひなん</sup> 避難するか                               | 1 | <sup>き</sup> 決めている | 2 | <sup>き</sup> 決めていない |
| だれと <sup>ひなん</sup> 避難するか                               | 1 | <sup>き</sup> 決めている | 2 | <sup>き</sup> 決めていない |
| 何を <sup>なに</sup> 持って <sup>も</sup> <sup>ひなん</sup> 避難するか | 1 | <sup>き</sup> 決めている | 2 | <sup>き</sup> 決めていない |

とい  
問21

<sup>かじ</sup>火事や<sup>じしんとう</sup>地震等の<sup>さいがいじ</sup>災害時に<sup>こま</sup>困ることは何ですか。(○はあてはまるものすべて)

かいとう  
【回答】

- 1 <sup>ちか</sup>近くに<sup>たす</sup>助けてくれる<sup>ひと</sup>人がいない
- 2 <sup>あんぜん</sup>安全なところまで、<sup>じんそく</sup>迅速に<sup>ひなん</sup>避難することができない
- 3 <sup>きゅうじょ</sup>救助を<sup>もと</sup>求めることができない
- 4 <sup>ひがいじょうきょう</sup>被害状況、<sup>ひなんばしよ</sup>避難場所などの<sup>じょうほう</sup>情報が<sup>にゆうしゆ</sup>入手できない
- 5 <sup>ほそうぐ</sup>補装具の<sup>しよう</sup>使用が<sup>こんなん</sup>困難になる
- 6 <sup>ほそうぐ</sup>補装具や<sup>にちじょうせいかつようぐ</sup>日常生活用具の<sup>にゆうしゆ</sup>入手ができなくなる
- 7 <sup>とうやく</sup>投薬や<sup>ちりょう</sup>治療、<sup>いりようてき</sup>医療的ケアが<sup>う</sup>受けられなくなる
- 8 <sup>ひなんばしよ</sup>避難場所で<sup>しゅうい</sup>周囲と<sup>こみゆにけーしょん</sup>コミュニケーションがとれない
- 9 <sup>ひなんばしよ</sup>避難場所の<sup>せつび</sup>設備(トイレ等)や<sup>と</sup>生活<sup>せいかつ</sup>環境が<sup>ふあん</sup>不安
- 10 <sup>ひなんばしよ</sup>避難場所で<sup>しょうがい</sup>障害や<sup>びょうき</sup>病気のことを<sup>りかい</sup>理解してもらえるか<sup>ふあん</sup>不安
- 11 <sup>じたくとう</sup>自宅等が<sup>こわ</sup>壊れてしまった場合に、<sup>ばあい</sup>元の<sup>もと</sup>生活を<sup>せいかつ</sup>再開できるか<sup>さいかい</sup>不安
- 12 その他 ( )
- 13 <sup>なに</sup>何に<sup>こま</sup>困るかわからない

さべつ かん こうもく  
(差別に関する項目)

とい  
問22

あなたは、障害しょうがいがあることで差別さべつや嫌いやな思おもいをしたことがありますか。  
(○は1つだけ)

かいとう  
【回答】

- 1 ある → 問23 へ進すすんでください
- 2 ない → 問24 へ進すすんでください

とい  
問23

問22 で「1 ある」と回答かいとうした方かたのみお答こたえください。  
どこで、どのようなことでしたか。 (○はあてはまるものすべて)

かいとう  
【回答】

(どこで)

- |   |                                                                                          |   |                                 |   |                              |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------|---|------------------------------|
| 1 | 学校・職場 <small>がっこう しょくば</small>                                                           | 2 | 障害者施設 <small>しょうがいしゃしせつ</small> | 3 | 病院 <small>びょういん</small>      |
| 4 | 店舗・飲食店 <small>てんぽ いんしょくてん</small>                                                        | 5 | 公共施設 <small>こうきょうしせつ</small>    | 6 | 宿泊施設 <small>しゆくはくしせつ</small> |
| 7 | 交通機関 <small>こうつうきかん</small> (バス・鉄道 <small>ばす てつどう</small> ・タクシー等 <small>たくしーとう</small> ) |   |                                 |   |                              |
| 8 | その他 ( )                                                                                  |   |                                 |   |                              |

(どのようなこと)

- 1 店や施設への入店・入場みせ しせつ にゆうてん にゆうじょうを断ことられた
- 2 交通機関の利用を拒否こうつうきかん りよう きよひされた
- 3 必要なサービスや医療ひつよう さーびす いりようが受けられなかった
- 4 学校や職場での待遇がっこう しょくば たいぐう (教育内容きょういくないよう、仕事内容しごとないよう) が異なること
- 5 その他 ( )

せいねんこうけんせいど かん こうもく  
(成年後見制度に関する項目)

とい  
問24

あなたは、「成年後見制度」についてご存ぞんじですか。(○は1つだけ)

かいとう  
【回答】

- 1 名前なまえと内容ないようを知しっている
- 2 名前は聞いたことがあるが、内容は知しらない
- 3 名前も内容も知しらない

【障害福祉サービス等の利用について】

※問25、問26 は障害福祉サービスを利用している方のみ答えてください

障害福祉サービスを利用していない方は問27へ進んでください

**問25** あなたの障害支援区分を教えてください。(○は1つだけ)

【回答】

- 1 区分1                      2 区分2                      3 区分3  
4 区分4                      5 区分5                      6 区分6                      7 区分なし

**問26**

次の障害福祉サービスで現在利用しているものに○をつけてください。  
また、サービスの満足度についてあてはまるものに○をつけてください。

| サービス名                 | 利用しているもの | 満足度  |             |             |             |      |
|-----------------------|----------|------|-------------|-------------|-------------|------|
|                       |          | 1 高い | 2 どちらかという高い | 3 どちらとも言えない | 4 どちらかという低い | 5 低い |
| ① 居宅介護<br>(ホームヘルプ)    |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ② 重度訪問介護              |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ③ 同行援護                |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ④ 行動援護                |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ⑤ 重度障害者等包括支援          |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ⑥ 施設入所支援              |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ⑦ 短期入所<br>(ショートステイ)   |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ⑧ 療養介護                |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ⑨ 生活介護                |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ⑩ 自立生活援助              |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ⑪ 共同生活援助<br>(グループホーム) |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ⑫ 自立訓練<br>(機能訓練、生活訓練) |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |
| ⑬ 就労移行支援              |          | 1    | 2           | 3           | 4           | 5    |

|                     |   |   |   |   |   |
|---------------------|---|---|---|---|---|
| ⑭ 就労継続支援<br>（A型、B型） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑮ 就労定着支援            | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑯ 地域移行支援            | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑰ 地域定着支援            | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

**問27** ①～⑰のサービスの中で、今後利用を増やしたり、新たに利用してみたいサービスがあれば、そのサービスの番号をご記入ください。  
（回答欄に記入してください）

**【回答】**

記入例：（①、⑩、⑭）

回答欄：（ ）

**【参考：サービスの内容】**

|                     |                                                                   |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ① 居宅介護<br>（ホームヘルプ）  | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。                                       |
| ② 重度訪問介護            | 重い障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。           |
| ③ 同行援護              | 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。                  |
| ④ 行動援護              | 知的障害や精神障害により行動が著しく困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。 |
| ⑤ 重度障害者等包括支援        | 常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとても高い方に、居宅介護などをまとめて提供するサービスです。               |
| ⑥ 施設入所支援            | 主として夜間、施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。                    |
| ⑦ 短期入所<br>（ショートステイ） | 介護者が病気の場合などに、障害のある方が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護を行うサービスです。              |
| ⑧ 療養介護              | 医療が必要な方で常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。    |
| ⑨ 生活介護              | 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供するサービスです。                  |

|                                                                               |                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑩ 自立生活援助<br/><small>じりつせいかつえんじょ</small></p>                                | <p>ひとりぐ ひつよう りかいりよく せいかつりよく おぎな ていきでき<br/>一人暮らしに必要な理解力、生活力を補うため、定期的な<br/>きょたくほうもん ずいじ たいおう にちじょうせいかつ<br/>な住宅訪問や随時の対応により日常生活における<br/>かだい はあく ひつよう てだす おこな さーびす<br/>課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。</p> |
| <p>⑪ 共同生活援助<br/>(グループホーム)<br/><small>きょうどうせいかつえんじょ<br/>ぐるーぷほーむ</small></p>    | <p>やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきよ そうだん にちじょうせいかつ<br/>夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活<br/>じょう えんじょ おこな さーびす<br/>上の援助を行うサービスです。</p>                                                                      |
| <p>⑫ 自立訓練<br/>(機能訓練、生活訓練)<br/><small>じりつくんれん<br/>きのうくんれん せいかつくんれん</small></p> | <p>じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ しんたいきのう<br/>自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能が<br/>せいかつのうりよくこうじょう ひつよう くんれん おこな さーびす<br/>生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスで<br/>す。</p>                                                  |
| <p>⑬ 就労移行支援<br/><small>しゅうろういこうしえん</small></p>                                | <p>みんかんきぎょうどう しゅうしよく かた いってい きかん しゅうろう<br/>民間企業等に就職したい方に、一定の期間、就労に<br/>ひつよう ちしきおよ のうりよく こうじょう くんれん おこな<br/>必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う<br/>さーびす<br/>サービスです。</p>                                     |
| <p>⑭ 就労継続支援<br/>(A型、B型)<br/><small>しゅうろうけいぞくしえん<br/>えーがた びーがた</small></p>     | <p>みんかんきぎょうどう しゅうしよく こんなん かた しゅうろう きかい<br/>民間企業等に就職することが困難な方に、就労の機会<br/>ていきょう せいさんかつどう きかい ていきょう ちしき のうりよく<br/>の提供や生産活動などの機会の提供、知識や能力の<br/>こうじょう くんれん おこな さーびす<br/>向上のための訓練を行うサービスです。</p>     |
| <p>⑮ 就労定着支援<br/><small>しゅうろうていちゃくしえん</small></p>                              | <p>みんかんきぎょうどう はたら かた しゅうろう ともな せいかつめん<br/>民間企業等で働いている方に、就労に伴う生活面の<br/>かだい たいおう しえん おこな さーびす<br/>課題に対応する支援を行うサービスです。</p>                                                                       |
| <p>⑯ 地域移行支援<br/><small>ちいきいこうしえん</small></p>                                  | <p>す かくほ ちいき せいかつ いこう かつどう かん<br/>住まいの確保や地域での生活に移行するための活動に関<br/>する相談、各福祉サービス事業所への同行を行う<br/>さーびす<br/>サービスです。</p>                                                                               |
| <p>⑰ 地域定着支援<br/><small>ちいきていちゃくしえん</small></p>                                | <p>つね れんらくたいせい かくほ しょうがい とくせい きんきゅうじたい<br/>常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態にお<br/>ける相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援す<br/>るサービスです。</p>                                                                           |

問28

げんざいりよう しょうがいふくし さーびす いけん ようぼう  
現在利用している障害福祉サービスについてご意見・ご要望がありましたら  
きにゆう かいどうらん きにゆう  
ご記入ください。(回答欄に記入してください)

【回答】

とい  
問29

その他、ご意見いけんやご要望ようぼうがありましたらご記入きにゅうください。  
(回答欄かいとうらんに記入きにゅうしてください)

かいとう  
【回答】

ご協力きょうりょく、ありがとうございました。

## アンケート調査票（案）

~~~~ご記入にあたって~~~~

- ・ 回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。

問 1

このニーズ調査にお答えいただける方は、どなたですか。
(○は1つだけ)

【回答】

- 1 父または母
- 2 祖父母
- 3 その他 ()

問 2

お子さんの性別について、お聞きします。(○は1つだけ)

【回答】

- 1 男性
- 2 女性
- 3 その他

問 3

お子さんの年齢（令和5年3月1日現在）をお答えください。

【回答】

() 歳

問 4

どちらにお住まいですか。(○は1つだけ)

【回答】

- | | | |
|----------|--------|-------------|
| 1 合併前上越市 | 6 柿崎区 | 11 板倉区 |
| 2 安塚区 | 7 大潟区 | 12 清里区 |
| 3 浦川原区 | 8 頸城区 | 13 三和区 |
| 4 大島区 | 9 吉川区 | 14 名立区 |
| 5 牧区 | 10 中郷区 | 15 上越市外 () |

問5 お子さんの状況についてお答えください。(○はあてはまるものすべて)

【回答】

- | | | | | | | | | |
|---|----------|------|----|-------|----|----|----|----|
| 1 | 身体障害者手帳 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | なし |
| 2 | 療育手帳 | A判定 | | B判定 | | なし | | |
| 3 | 精神保健福祉手帳 | 1級 | 2級 | 3級 | なし | | | |
| 4 | 難病 | 該当する | | 該当しない | | | | |
| 5 | 高次脳機能障害 | 該当する | | 該当しない | | | | |
| 6 | 医療的ケア | 該当する | | 該当しない | | | | |
| 7 | 強度行動障害 | 該当する | | 該当しない | | | | |

問6

現在、特に困ったり、不安に思っていることは何ですか。
(○はあてはまるものすべて)

【回答】

- | | | | |
|---|--------------|---|--------------|
| 1 | 学校での勉強のこと | 2 | 障がいや病気のこと |
| 3 | 福祉サービスのこと | 4 | 困った先の相談先のこと |
| 5 | 外出のこと | 6 | 家族以外の人間関係のこと |
| 7 | 卒業後の進路や就職のこと | | |
| 8 | その他 () | | |
| 9 | 特に困っていることはない | | |

問7

福祉関連の情報を主にどこから入手していますか。
(○はあてはまるものすべて)

【回答】

- | | | | |
|---|-------------|---|-------------|
| 1 | 市の広報・ハンドブック | 2 | 学校・職場・福祉事業所 |
| 3 | 新聞・テレビ・ラジオ | 4 | インターネット |
| 5 | 病院・診療所 | 6 | 家族・親族 |
| 7 | 市や保健所等の窓口 | 8 | 相談支援専門員 |
| 9 | その他 () | | |

問8

今後、福祉関連のどのような情報が必要ですか。
(○はあてはまるものすべて)

【回答】

- | | | | |
|---|----------------|---|------------------|
| 1 | 福祉サービスの種類や利用方法 | 2 | 福祉関連の相談窓口 |
| 3 | 障害のある人の就労支援 | 4 | 福祉事業所のリストや事業概要 |
| 5 | 障害のある人の割引や助成制度 | 6 | 福祉に関するサークル等の市民活動 |
| 7 | その他 () | | |

問 9 相談相手は誰ですか。(〇はあてはまるものすべて)

【回答】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 家族・親族 | 2 友人・知人 |
| 3 相談支援事業所の相談支援専門員など | 4 施設の職員など |
| 5 医師や看護師、病院のケースワーカー | 6 民生委員・児童委員 |
| 7 通園施設や保育園・学校の先生 | 8 行政機関の相談窓口（市役所等） |
| 9 相談相手はいない | |
| 10 その他（ | ） |

(災害時の避難等)

問 10 災害時にどこに、だれと、何を持って避難するか決めていますか。
(それぞれ〇は1つだけ)

【回答】

- | | | |
|------------|---------|----------|
| どこに避難するか | 1 決めている | 2 決めていない |
| だれと避難するか | 1 決めている | 2 決めていない |
| 何を持って避難するか | 1 決めている | 2 決めていない |

問 11 災害時に困ることは何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

【回答】

- 1 近くに助けてくれる人がいない
- 2 安全なところまで、迅速に避難することができない
- 3 救助を求めることができない
- 4 被害状況、避難場所などの情報が入手できない
- 5 補装具の使用が困難になる
- 6 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
- 7 投薬や治療、医療的ケアが受けられなくなる
- 8 避難場所で周囲とコミュニケーションがとれない
- 9 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安
- 10 避難場所で障害や病気のことを理解してもらえないか不安
- 11 自宅等が壊れてしまった場合に、元の生活を再開できるか不安
- 12 その他（
- 13 何に困るかわからない

| | | | | | | |
|----------------------|--|---|---|---|---|---|
| 7 居宅介護
(ホームヘルプ) | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 8 同行援護 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 9 行動援護 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 10 重度障害者等包括支援 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 11 短期入所
(ショートステイ) | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問15

次の①～⑫のサービスの中で、今後利用を増やしたり、新たに利用してみたいサービスがあれば、そのサービスの番号をご記入ください。
(回答欄に記入してください)

【回答】

記入例：(②、⑪、⑫)

回答欄：()

【サービスの内容】

| | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------|
| ① 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。 |
| ② 放課後等デイサービス | 学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。 |
| ③ 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 |
| ④ 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障害児に対してほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。 |
| ⑤ 福祉型児童入所施設 | 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。 |
| ⑥ 医療型児童入所施設 | 障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与・治療を行うサービスです。 |
| ⑦ 居宅介護
(ホームヘルプ) | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。 |
| ⑧ 同行援護 | 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。 |

| | |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ⑨ 行動援護 | 知的障害や精神障害により行動が著しく困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。 |
| ⑩ 重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとても高い方に、居宅介護などをまとめて提供するサービスです。 |
| ⑪ 短期入所
(ショートステイ) | 介護者が病気の場合などに、障害のある方が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護を行うサービスです。 |
| ※以下⑫～⑳は成人（18歳以上）を対象としたサービスです | |
| ⑫ 重度訪問介護 | 重い障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。 |
| ⑬ 施設入所支援 | 主として夜間、施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。 |
| ⑭ 療養介護 | 医療が必要な方で常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。 |
| ⑮ 生活介護 | 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供するサービスです。 |
| ⑯ 自立生活援助 | 一人暮らしに必要な理解力、生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。 |
| ⑰ 共同生活援助
(グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行うサービスです。 |
| ⑱ 自立訓練
(機能訓練、生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。 |
| ⑲ 就労移行支援 | 民間企業等に就職したい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。 |
| ⑳ 就労継続支援
(A型、B型) | 民間企業等に就職することが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。 |
| ㉑ 就労定着支援 | 民間企業等で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービスです。 |

| | |
|----------|------------------------------------------------------------|
| ⑳ 地域移行支援 | 住まいの確保や地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行うサービスです。 |
| ㉑ 地域定着支援 | 常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。 |

問 16

現在利用している障害福祉サービスについてご意見・ご要望がありましたらご記入ください。(回答欄に記入してください)

【回答】

【障害児の支援に対する項目】

問 17

困っていることはありますか。(〇はあてはまるものすべて)

【回答】

- 1 特に困っていることはない
- 2 家族の理解が不十分
- 3 相談先がわからない
- 4 保育園・幼稚園等の先生の理解が不十分
- 5 医療機関の予約を取ることが困難
- 6 医療機関が遠くて利用しにくい
- 7 進学時に本人の課題について連携がとられていない
- 8 その他 ()

問 18

障がいのある子どものために、特に重要と思うものは何ですか。

(〇はあてはまるものすべて)

【回答】

- 1 乳幼児健診の充実
- 2 相談対応の充実
- 3 家庭訪問による相談
- 4 リハビリテーション体制の充実
- 5 保育園や幼稚園での受入体制の充実
- 6 小・中学校、高校での教育機会の拡充
- 7 特別支援学校の設備・教育内容等の充実
- 8 放課後児童クラブの受入れ態勢の拡充
- 9 サービスの利用事業所・利用回数の拡充
- 10 休日等の居場所づくり
- 11 保護者の就労支援に向けた預かり先の拡充
- 12 安心して遊べる機会や場の確保
- 13 地域社会とかかわる機会や環境づくり
- 14 一時的な見守りや介助
- 15 その他 ()
- 16 わからない

問 19

その他、ご意見やご要望がありましたらご記入ください。
(回答欄に記入してください)

【回答】

ご協力、ありがとうございました。

アンケート調査票（案）

法人名：_____

担当者名：_____

連絡先：_____

問 1

令和 6 年度から令和 8 年度までの期間における貴法人の施設整備予定（改築、修繕等を含む）を、年度ごとに教えてください。

【回答】

| 年度 | 整備区分 | 施設名称 | 事業の種類 | 定員 | 整備内容 |
|-----|------|------|----------|----|--------------------------|
| 記入例 | 創設 | 未定 | グループホーム | ●名 | グループホームの新設 |
| | 増築 | ●● | 就労継続支援 B | ●名 | 現在の●●を修繕・増築し、定員を■名→●名に増員 |
| R6 | | | | | |
| R7 | | | | | |
| R8 | | | | | |

問 2

市から法人に対して実施してほしい支援策（例：市内の相談員を対象とした研修会を実施してほしい等）があれば、自由に記入してください。

※ 法人における困り事等を把握するためにお聞きするものであり、回答いただいた要望について、実施をお約束するものではありません。（問 3、問 4 も同様）

【回答】

問 3

法人や事業所として障害福祉サービスを提供するに当たり、あったら良いと考えられる事項や不足している（今後不足してくる）と考えられる事項があれば、自由に記入してください。

例：相談支援事業所が足りない

【回答】

問 4

今後、市から法人や事業所へ情報提供してほしい事項があれば、自由に記入してください。

例：設備投資に利用できる補助金の情報
グループホーム等入所施設の空き情報

【回答】

協力いただきありがとうございました。

アンケート調査票

団体名：_____

担当者名：_____

連絡先：_____

問 1

団体の活動（会員同士の交流や会報紙の発行）の状況について教えてください。

例：（　　月　　）に（　　2回程度　　）活動を行っている。

令和4年度の活動内容（予定含む）

例：会報紙の発行、地域の行事への参加、社会見学、スポーツ交流会、
総会・連絡会等

【回答】

（　　）に（　　回程度　　）活動を行っている。

令和4年度の活動内容（予定含む）

問 2

市から団体に対して実施してほしい支援策（例：障害特性に合わせた勉強会を実施してほしい等）があれば、自由に記入してください。

※ 団体における困り事を把握するためにお聞きするものであり、回答いただいた要望について、実施をお約束するものではありません。

【回答】

問 3

団体として、今後の活動に対する課題があれば、自由に記入してください。
例：会員数の減少

【回答】

問 4

会員から団体に寄せられる困り事にはどのようなものが多いですか。

【回答】

ご協力いただきありがとうございました。

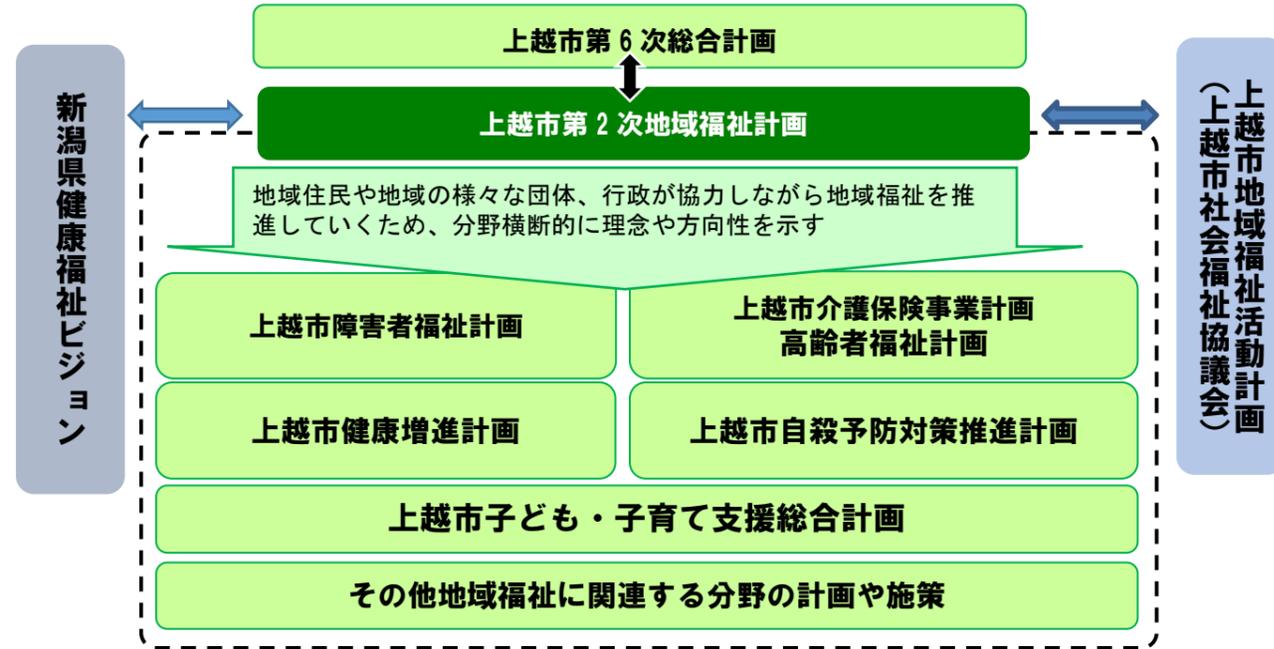
1 計画の位置付けと計画期間、他の計画との関係

(1) 計画の位置付け

- ・社会福祉法で、**市町村が策定するよう努める**とされている計画
- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉などの各分野で共通して取り組む事項を一体的に定める計画として位置づけ
- ・当市では、健康福祉に関連する各種計画を包含し、福祉関係施策を総合的に推進するための**理念計画**として策定

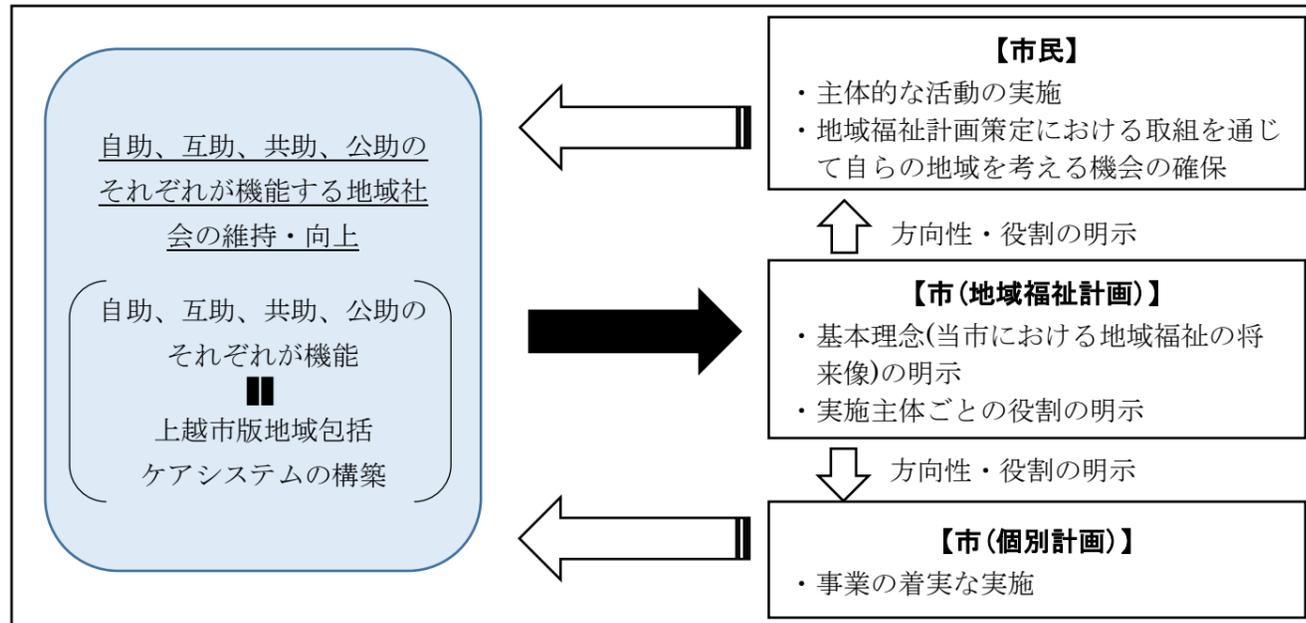
(2) 計画期間 令和元年度から令和4年度までの4年間

(3) 他の計画との関係性



2 目指すべき姿

自助、互助、共助、公助の各々が機能する地域社会の維持・向上＝「上越市版地域包括ケアシステム」の構築



3 計画の基本理念等

(1) 基本理念

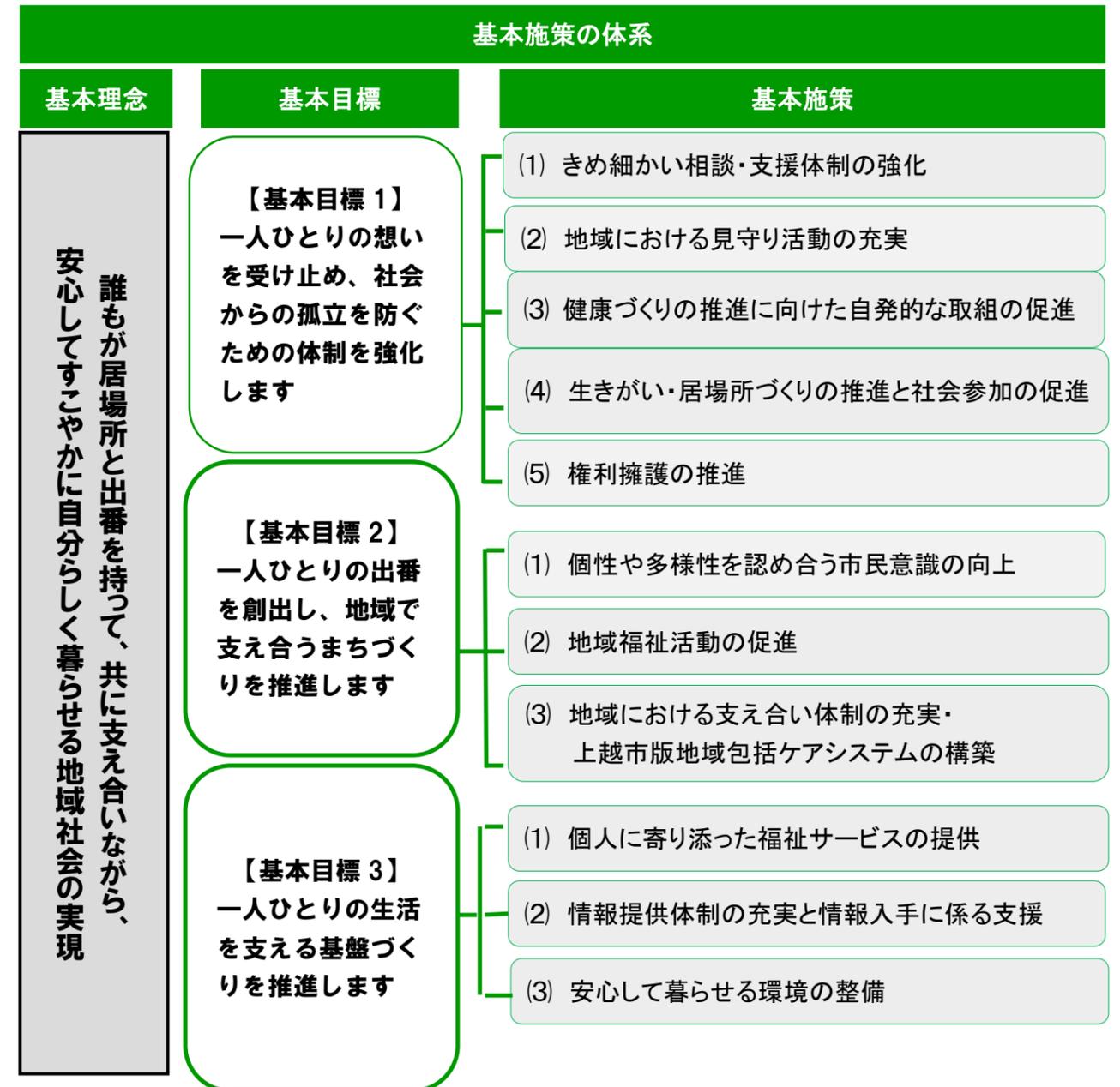
- ・誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現

(2) 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの目標を設定

- 目標1：一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します
- 目標2：一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します
- 目標3：一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

(3) 計画の体系



上越市第3次地域福祉計画の体系(案)

基本理念

誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現

基本目標

- 【基本目標1】一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します
- 【基本目標2】一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します
- 【基本目標3】一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

基本施策

- (1) きめ細かい相談・支援体制の強化
- (2) 地域における見守り活動の充実
- (3) 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進
- (4) 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 再犯防止の推進
- (1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上
- (2) 地域福祉活動の促進
- (3) 地域における支え合う体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの**深化**
- (1) 個人に寄り添った福祉サービスの提供
- (2) 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援
- (3) 安心して暮らせる環境の整備

基本施策 取組の方向性・概要

- ①相談体制の強化
②生活困窮者支援の充実
③子どもの貧困対策
④助けを求められることができる市民意識の向上
⑤相談窓口の周知
- ①子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続
②障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進
- ①健康づくり活動の推進
②子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進
③自殺予防の取組の推進
- ①地域における居場所づくりの推進
②高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進
③外出機会の確保
④高齢者や障害のある人等の雇用機会の確保
⑤高齢者や障害のある人等の就労支援
- ①権利擁護が必要な人への取組の推進
②いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応
- ①地域の一人として認め合う市民意識の向上
②人権意識の確立に向けた教育の推進
- ①民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等
②地域福祉活動における出番の創出
③ボランティア・NPO等の活動支援
- ①地域における支え合い体制の充実
②上越市版地域包括ケアシステムの構築
- ①個性を尊重した障害者福祉サービスの提供
②高齢者福祉サービスの提供
③母子保健事業の充実
④子育て世帯への支援
- ①福祉サービスに関する情報提供体制の充実
②情報の取得が困難な人への情報入手支援
③「職員対応要領」に基づく適切な対応
- ①地域における生活基盤づくり
②地域医療体制の充実

見直し案

- ①相談体制の強化
②生活困窮者支援の充実
③子どもの**セーフティネットの強化**
④**相談窓口の周知と市民の活用の啓発**
- ①子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続
②障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進
- ①**生涯を通じた切れ目のない生活習慣病予防・介護予防の推進**
②自殺予防対策の促進
- ①高齢者の生きがい・居場所づくりの推進
②**障害のある人の外出支援の継続**
③**障害のある人の雇用促進・就労支援**
④**障害のある人の地域における居場所づくりの推進**
- ①**成年後見制度の利用促進**
②**子どもの権利の尊重と保障に関する施策の推進**
③いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応
- ①**更生保護関係団体等との連携及び活動の支援**
②**更生保護に関する取組の広報・啓発活動の推進**
- ①地域の一人として認め合う市民意識の向上
②人権意識の確立に向けた教育の推進
- ①民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等
②地域福祉活動における出番の創出
③ボランティア・NPO等の活動支援
- ①地域における支え合い体制の充実
②上越市版地域包括ケアシステムの**深化**
- ①個性を尊重した障害者福祉サービスの提供
②高齢者福祉サービスの提供
③母子保健事業の充実
④子育て世帯への支援
- ①福祉サービスに関する情報提供体制の充実
②情報の取得が困難な人への情報入手支援
③「職員対応要領」に基づく適切な対応
- ①地域における生活基盤づくり
②**災害時における避難行動要支援者の支援体制の整備**
③地域医療体制の充実

我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

障害者権利条約とは？

■ 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

- 例えば
- ◆ 障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定*を含む。)を禁止
 - ◆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
 - ◆ 条約の実施を監視する枠組みを設置、等



*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:段差への渡し板の提供等)を行わないことを指します。

条約成立までー締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？

2006年12月 国連総会で条約が採択されました。
2007年 9月 我が国が条約に署名しました。
2008年 5月 条約が発効しました。

2014年10月末時点で
151か国・地域・機関が締結済みです。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。
2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。
2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

2014年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、
2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。

条約を締結するとどうなるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。
(障害者の身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)
(条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)
- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



令和 5 年度以降の上越市障害者差別解消支援地域協議会について（事務局案）

【要綱第 2 条】上越市障害者差別解消支援地域協議会での協議事項

- (1) 構成機関等（法第 18 条第 2 項に規定する構成機関等をいう。）が対応した相談事例の共有に関する事。
- (2) 障害を理由とする差別に関する相談体制の整備に関する事。
- (3) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の共有及び分析に関する事。
- (4) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図る事案の共有に関する事。
- (5) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の周知及び発信並びに障害特性の理解のための研修及び啓発に関する事。
- (6) その他市長が必要と認める事。

○ 現状・課題

- ・(1)～(3)については、年度末の協議会において、実績報告及び来年度の取組計画に係る協議、各機関で対応した事例等についての共有により、達成できている。
- ・(5)については、協議後の取組計画に基づき、事務局において実施している。
⇒ 年 1 回の協議会で目的は達成できている。
- ・(4)については、事例提供の周知は行っているものの、現状では報告案件があがってこない状況。一方で、事業者にも合理的配慮が義務付けられることから、今後、相談の増加が見込まれる。
⇒ 相談が寄せられた際、様々な専門的な視点から臨機応変に助言等をいただく体制が必要と考える。

○ 改正内容（案）

- ・年 2 回実施している協議会を、年 1 回の「定例会」と必要に応じて「臨時会」を開催する。
- ・「定例会」は、前年度の取組状況と当年度の取組計画について共有・意見交換する。
- ・「臨時会」は、協議・助言が必要な事例が発生した場合に招集する。
※協議・助言を受ける事例については、相談窓口寄せられた案件のうち、特に協議を要するものや、自立支援協議会において地域課題として挙げられたものなどを想定している。
- ・「臨時会」は、可能であれば、オンラインでの開催も可とする。

○ 運営のイメージ

定例会（2 月頃）

- ・取組実績、取組計画について協議
- ・相談体制等の課題、整備について協議
- ・各機関での相談事例等の共有



臨時会（参集型又はオンライン）

- ・窓口での相談案件について
- ・地域の事業所からの相談について
- ・自立支援協議会での地域課題について

上越市障害者差別解消支援地域協議会の概要

1 設置目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 17 条の規定に基づき「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、地域における障害者差別に関する相談事例等に係る情報の共有・協議を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、障害者差別解消に向けた取組を推進する。

2 主な協議事項

- ・ 関係機関等が対応した相談事例の共有に関する事
- ・ 障害者差別に関する相談体制の整備に関する事
- ・ 障害者差別の解消に資する取組に関する事
- ・ 障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図る事案の共有に関する事
- ・ 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発に関する事

3 委員構成

弁護士、学識経験者、障害者団体、福祉関係団体、人権関係団体、行政機関の代表など市長が委嘱し、又は任命する 20 人以内の委員をもって構成する。

4 委員任期

委員任期 2 年（令和 3 年 8 月 10 日～令和 5 年 3 月 31 日）＊再任可

5 協議会開催計画

年 2 回程度

上越市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、上越市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 構成機関等（法第18条第2項に規定する構成機関等をいう。）が対応した相談事例の共有に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別に関する相談体制の整備に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の共有及び分析に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図る事案の共有に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の周知及び発信並びに障害特性の理解のための研修及び啓発に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 障害者又は障害者団体に加入している人
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療・保健関係者
- (4) 法曹関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 国又は県の職員
- (7) その他市長が必要と認める人

2 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。